

安城市学校教育プラン2028（案）パブリックコメント意見募集結果

1 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 平成30年12月20日（木）～平成31年1月18日（金）
- (2) 周知の方法 広報あんじょう（12月15日号）及び市公式ウェブサイト
- (3) 閲覧場所 教育センター、中央及び各地区公民館、市体育館、アンフォーレ（図書情報館）、市民交流センター ※市公式ウェブサイトにも掲載
- (4) 意見を提出できる人 ①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人・法人・団体 ③市内に在勤又は在学する者 ④市内で活動する者
- (5) 意見提出方法 プラン名、住所、氏名とご意見を記入し、持参か郵送、ファクス、電子メールで教育委員会総務課まで提出

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出人数 2名、2団体
- (2) 意見総数 69件（同じ方から提出された2件の意見については内容が重複していたため削除）
- (3) 提出方法 電子メール69件

【対応】

- A：ご意見を受けて加筆・修正したもの（3件）
- B：ご意見の考え方が現行案に含まれていたもの（4件）
- C：現行案とおりのしたもの（12件）
- D：案に関連する質問など（50件）

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
1	P11 第2章 安城市の教育に関する現状と課題 2. データからみる安城市の教育に関する現状 (1) 児童生徒数について ② 児童生徒数の推移	「市内の小学校の児童数は、2019年（平成31年）以降緩やかに減少し、2024年には11,072人となることが推計されています。一方で中学校の生徒数は、2022年にかけて一旦増加しますが、その後は減少していき、2024年には5,529人になると推計されています。しかし、近年、市内では大型マンションの建設が相次いでいるため、推計値よりも増える可能性があります。」とありますが、児童生徒数に関しては特段の課題（児童生徒の偏在を含めた、新設や統廃合など）はないと判断されているのでしょうか。	区画整理事業やマンション建設等により、児童生徒の増加も予想されますが、現状の学校施設及び増築等での対応が可能であると推計しておりますので新設校の必要はないと考えております。	-	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
2	P12 第2章 安城市の教育に関する現状と課題 2. データからみる安城市の教育に関する現状 (1) 児童生徒数について ③不登校児童生徒数の推移 P19 (4) これまでの主な取組について ① 特別な支援が必要な児童生徒に対する取組	「不登校の児童生徒に対する取組として行っているものでは、小・中学校ともに「保護者との連携や働きかけ」の割合が最も高く、いずれも8割以上となっていますが、中学校では「こころの悩みについての相談」「学校の勉強についての相談や手助け」も同様に高くなっています。」とありますが、今までの取組で良かったという判断でしょうか。12頁第2章2. (1) ③で増加した原因と課題は何であると判断されているのでしょうか。	集団生活の不応、家庭の問題など、多岐にわたっており、一つの原因には集約されません。一人一人の困り感に寄り添うことで個々の課題が認識できるものと考えています。	—	D
3	P12 第2章 安城市の教育に関する現状と課題 2. データからみる安城市の教育に関する現状 (1) 児童生徒数について ③ 不登校児童生徒数の推移	不登校児童生徒の人数の推移ですが、「前年度から引き続き不登校の人数」「今年度新たに不登校になった人数」といった具合に分析はしているのでしょうか？そのような分析があつて、はじめて「不登校児童生徒への支援が功を奏した」という実績になると思いますし、支援の在り方を考える材料になるものと思います。	ご指摘の分析は毎年度行っており、支援の在り方を考える材料としています。	—	D
4	P12 第2章 安城市の教育に関する現状と課題 2. データからみる安城市の教育に関する現状 (1) 児童生徒数について ③ 不登校児童生徒数の推移	「小学校の不登校児童の割合は、2009年（平成21年）には0.41%でしたが、2017年（平成29年）には0.59%にまで増加しました。この割合は、愛知県を下回っているものの、全国は上回っています。一方で中学校の不登校生徒の割合は、2009年（平成21年）には2.68%でしたが、2017年（平成29年）には3.55%となっています。特に2014年（平成26年）には愛知県及び全国の割合を下回っていましたが、2017年（平成29年）には、全国と比較すると大きく上回っています。」とありますが、現状の取組のままでは「不登校児童生徒数は増加する見込み」と考えてよいでしょうか。	ご指摘のとおりです。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
5	P13 第2章 安城市の教育に関する現状と課題 2. データからみる安城市の教育に関する現状 (1) 児童生徒数について ④ 外国人児童生徒数の推移	外国人児童生徒数は安城市でも、今後も増加すると予測されているのでしょうか。	ご指摘のとおりです。	-	D
6	P14 第2章 安城市の教育に関する現状と課題 2. データからみる安城市の教育に関する現状 (1) 児童生徒数について ⑤ 特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移	「愛知県においては、2009年から特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向を示しており、本市と概ね同様の傾向を示しています。」とありますが、増加することを前提として取組を考えているのでしょうか。	ご指摘のとおりです。	-	D
7	P16 第2章 安城市の教育に関する現状と課題 2. データからみる安城市の教育に関する現状 (2) 教育施設の現状について ② 学校図書館の状況	「図書館教育アドバイザー」とはどのような存在ですか。	各校に配置されている、学校司書に対して指導助言を行っています。併せて、図書情報館との連携強化を図っています。	-	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
8	<p>P19</p> <p>第2章 安城市の教育に関する現状と課題</p> <p>2. データからみる安城市の教育に関する現状</p> <p>(4) これまでの主な取組について</p> <p>① 特別な支援が必要な児童生徒に対する取組</p> <p>・エピペン所持者数&使用件数</p> <p>P23</p> <p>3. 主な課題と今後の方向性</p> <p>(1) 主な課題</p> <p>⑦ 食物アレルギー等の問題に対応するため、学校給食施設の改修を進める必要があります</p> <p>P41</p> <p>第4章 具体的な取組</p> <p>基本方針4 安全・安心・快適を重視した教育環境の充実</p> <p>(2) 安全安心な学校給食を安定して提供するために、学校給食共同調理場の整備を進めます。</p> <p>① 学校給食共同調理場の移転改築・改修</p> <p>② 学校給食における食物アレルギーへの対応</p>	<p>食物アレルギーに関する、第2章（現状と課題）と第4章（具体的な取組）はありますが、第5章（計画の指標（数値目標））がないと思います。計画の指標のないプランはプランといえるのでしょうか。プランではなく、単なる取組の羅列ではないでしょうか。</p> <p>また、「エピペン所持者数&使用件数」のデータの記載がありますが、このデータはそれ以降の内容とどのようにつながっているのでしょうか。</p>	<p>給食における食物アレルギーに関する数値目標は設けておりません。個々の取組を通して、基本方針ごとに設定した数値目標を達成することを目指しています。</p> <p>また、エピペンにつきましては、小学校の児童において所持者数が増加傾向にあり、学校生活全般でアナフィラキシーがあらわれた際に使用されます。そのため、市内の小・中学校では、専門の医師によるエピペン研修を実施しており、研修の確実な実施により安全確保に努めておりますので、命に係わる重要な現状として掲載しております。</p>	-	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
9	<p>P 19</p> <p>第2章 安城市の教育に関する現状と課題</p> <p>2. データからみる安城市の教育に関する現状</p> <p>(4) これまでの主な取組について</p> <p>① 特別な支援が必要な児童生徒に対する取組</p> <p>P 23</p> <p>3. 主な課題と今後の方向性</p> <p>(1) 主な課題</p> <p>⑥ 日本語教育を必要とする児童生徒への対応を充実させるため、専門スタッフの増員や教員のスキル向上などが必要です</p> <p>P 39</p> <p>第4章 具体的な取組</p> <p>基本方針3 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応</p> <p>(2) 日本語適応指導の必要な児童生徒の早期適応教育や外国語を話す保護者などへの配慮、進路へのきめ細やかな支援などを行います。</p>	<p>「日本語教育を必要とする児童生徒への取組として小学校では「外国語のプリントなどによる連絡」の割合が最も高く71.4%（15校）となっていますが、中学校では「日本語教育を必要とする生徒とその保護者への進路ガイダンス」が75.0%（6校）で最も高くなっています。」とありますが、このデータと第2章3. (1)⑥等や第4章（具体的な取組）とどのようなつながりがあるのでしょうか。このデータを受けて、第2章でどのように分析されているのか、一例でもよいので記載いただけないでしょうか。</p>	<p>13ページのグラフにありますように、外国人児童生徒数は増加傾向にあり、「日本語教育を必要とする児童生徒への取組」事例の施策において、支援が不足しております。このような現状から専門スタッフの増員や教員の対応スキルの向上が課題です。また、転入当初日本語がほとんど話せない児童生徒への日本語コミュニケーションの指導や家庭訪問の通訳業務や生徒指導上の面談など、具体的な支援が必要です。</p>	-	D
10	<p>P 22</p> <p>第2章 安城市の教育に関する現状と課題</p> <p>3. 主な課題と今後の方向性</p> <p>(1) 主な課題</p>	<p>特別支援教育に関する記載がないように思いますが、「課題はない」ということでしょうか。</p>	<p>23ページの⑤で特別支援教育に関する課題を記載しています。</p>	-	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
11	P 22 第2章 安城市の教育に関する現状と課題 3. 主な課題と今後の方向性 (1) 主な課題 ① 小・中学校ともに児童生徒の自己有用感の向上に向けた一層の取組が必要です	これまでどのような取組を実施し、具体的に何が不足しており、今後、具体的に何を一層取組されるのでしょうか。「変化点」を明確にさせていただけると理解しやすいです。	小中学生の自己有用感を高めるには、第一に学級経営の充実があります。従来の取組を継続実施するとともに、相談の充実のため、児童生徒の心のありようの把握に努め、客観的に実態をつかんで指導に活かす取組を行ってまいります。 なお、本計画では個々の取組についての年次計画はもっていません。変化点につきましては、毎年度ごとの計画の進捗の中で示してまいります。	—	D
12	P 22 第2章 安城市の教育に関する現状と課題 3. 主な課題と今後の方向性 (1) 主な課題 ① 小・中学校ともに児童生徒の自己有用感の向上に向けた一層の取組が必要です	なぜ不登校児童生徒が増加しているのか、学校の中に課題があると考えて、市全体での取組を進めるべきです。発達障害だけでなくHSCへの理解を進めてください。インクルーシブな教育環境を実現することを目指せば、不登校は減ると考えます。なぜなら、インクルーシブな教育環境では、授業についていくのが困難な子どもがいる場合に、環境を整えるという発想になり、必要以上に子どもを責めることをしません。多様性を認め、できないということを語れるようになり、ひどく傷つく前に大人に助けを求められるようになります。先生方自身が、弱さを語り合えるような職員室の環境を作ることが肝要です。 学校復帰への支援ではなく、その子どもの安心・安全と成長を支援する、という捉え方をすべきです。というのは、学校復帰を正しいこととしてそこへ向かわせようとすることで、子どもの傷つきや不安などに目を向けづらくなってしまふからです。結果として復帰があればそれはそれでいいですが、あくまで結果であり、目的ではないと考えます。	ご指摘のとおり、子どもの安全・安心と成長を支援するための方法は学校復帰だけではないと考えます。 また、個々の児童生徒の心に寄り添い、学校に登校できるように教員も努力しておりますが、あくまでも個人を尊重し、多様な対応が必要だと認識しています。	左記の市の考え方に基づき、主な課題の①の文末を「現在不登校の児童生徒には、学校復帰という結果のみを目標とするのではなく、個々の状況に応じた必要な支援が喫緊の課題です。」に修正します。	A

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
13	<p>P 23</p> <p>第2章 安城市の教育に関する現状と課題</p> <p>3. 主な課題と今後の方向性</p> <p>(1) 主な課題</p> <p>⑥ 日本語教育を必要とする児童生徒への対応を充実させるため、専門スタッフの増員や教員のスキル向上などが必要です</p>	<p>具体的には、どの程度の「増員」や「スキル向上」が必要で、今後どのように取組されるのでしょうか。「変化点」を明確にさせていただけると理解しやすいです。</p>	<p>日本語教育を必要とする児童生徒の日本語レベルは多岐にわたっているため、個に応じた指導のスキルアップが必要です。増員という面では、日本語初期指導教室により、基礎の日本語を専門家が指導する取組を行っていますが、今後の外国人児童生徒の増加状況に対応することとなります。</p> <p>なお、本計画では個々の取組についての年次計画はもっていません。変化点につきましては、毎年度ごとの計画の進捗の中で示してまいります。</p>	—	D
14	<p>P 23</p> <p>第2章 安城市の教育に関する現状と課題</p> <p>3. 主な課題と今後の方向性</p> <p>(1) 主な課題</p> <p>④ 資質・能力を育むための「主体的・対話的で深い学び」を実施するため、ICT機器等の設備のさらなる充実が求められています</p> <p>P 29</p> <p>第4章 具体的な取組</p> <p>基本方針1 学び合いやかかわり合いを重視した次世代を担う児童生徒の育成</p> <p>(1) 学び合いを重視した学習を進めます。</p> <p>② タブレット PC 等の ICT 機器の活用</p>	<p>課題として、「ICT機器等の設備のさらなる充実が求められています。」とありますが、取組としては、ハードの導入は終わり、今後は授業の充実を図っていくという意味でしょうか。あるいは、ハードの充実も必要で、充実していこうということでしょうか。ハードの充実も必要とということであれば、取組に追加すべきではないでしょうか。「変化点」を明確にいただけると理解しやすいです。</p>	<p>現在、各小中学校へ40台のタブレットPCが導入されておりますが、大規模校では十分な台数とは言えず、増台が必要であると考えております。今後も使用実績をみながら、必要な台数を精査してまいります。</p> <p>また、今後はタブレットPCなどの活用の充実を図ります。また、プログラミング教育において、新たなソフトや教材の充実を図ります。</p> <p>なお、本計画では個々の取組についての年次計画はもっていません。変化点につきましては、毎年度ごとの計画の進捗の中で示してまいります。</p>	<p>左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>	B

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
15	P 24 第2章 安城市の教育に関する現状と課題 3. 主な課題と今後の方向性 (1) 主な課題 ⑧ 図書資料を有効活用できる学校図書館教育の充実が必要です	「学校図書館教育の充実が必要です。」とありますが、どれだけ「学校図書館教育」が不足しているのでしょうか。「変化点」を明確にさせていただけると理解しやすいです。	24ページに記載がありますように、児童生徒のニーズに応える図書資料の活用、学校司書の授業への参画等、現状に満足していないという意味です。 なお、本計画では個々の取組についての年次計画はもっていません。変化点につきましては、毎年度ごとの計画の進捗の中で示してまいります。	—	D
16	P 29 基本方針1 学び合いやかかわり合いを重視した次世代を担う児童生徒の育成 (1) 学び合いを重視した学習を進めます。 ② タブレット PC 等の ICT 機器の活用	タブレットの使用や補助員の配置について、表現として具体性がなく、どこまで現場で考慮してもらえるか不安です。文部科学省では「合理的配慮」という項目で具体的に例として「一人一人の状態に応じた教材等の確保（デジタル教材、ICT機器等の利用）」という記述があります。安城市のこのプランにも、「合理的配慮」という言葉を入れてください。この一言で、国と同じ方針だと言えそうです。	本項目は特別支援教育に限った内容ではなく、広い意味でICT機器の活用について述べていますので、現状のままとします。	左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
17	P 30 第4章 具体的な取組 基本方針1 学び合いやかかわり合いを重視した次世代を担う児童生徒の育成 (2) 少人数学級の充実、地域連携、地域人材活用などを図るとともに、教員が児童生徒一人一人に向き合える時間や機会を一層拡大します。 ② 地域を題材として学ぶ機会の充実	「教育課程を社会に開いて、学校と社会が目標を共有し、地域のひと・こと・ものの学びを通して、地域への愛着を育みます。その際、各小・中学校のカリキュラム・マネジメントにより、教科横断的な視点で目標達成に必要な教育内容を組織的に配列し、学びの質の向上を図ります。また、職業観や生きる力を身につけるため、地域の社会人講師から学ぶ場や機会の創出を図ります。」とある通り、創出するための仕組みを人間系によるのではなく、システムチックに計画的に進めていただきたい。従来の取組との「変化点」があれば「変化点」を明確にさせていただけると理解しやすいです。	システムチックな計画として、各校のグランドデザインを地域にも広く発信し、一体となって教育活動を計画的に進めてまいります。 なお、本計画では個々の取組についての年次計画はもっていません。変化点につきましては、毎年度ごとの計画の進捗の中で示してまいります。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
18	P 31 第4章 具体的な取組 基本方針1 学び合いやかかわり合いを重視した次世代を担う児童生徒の育成 (4) 図書情報館との連携による図書資料の積極的な活用を図ります。 ① 読書活動・図書館教育の一層の推進	現状どれだけの学校司書が配置されており、どれだけ不足しているのでしょうか。「変化点」を明確にいただけると理解しやすいです。	学校司書は2013年度（平成25年度）に8名を配置し、2017年度（平成29年度）から各校1名体制となっています。 現在、各校に年間700時間配置していますが、今後は子どもたちが学習している時間中は学校司書が勤務できるように、配置時間数について環境整備を進めていきたいと考えています。	—	D
19	P 31 第4章 具体的な取組 基本方針1 学び合いやかかわり合いを重視した次世代を担う児童生徒の育成 (4) 図書情報館との連携による図書資料の積極的な活用を図ります。 ② 小・中学校への図書の配送・出の拡充	「今後も、図書情報館の図書の積極的な活用に向けて、小・中学校への図書の配送・貸出を継続実施します。」とありますが、従来の取組を継続されるということによいですか。「変化点」があれば「変化点」を明確にいただけると理解しやすいです。	従来の取組を継続するとともに、教員が現システムを有効活用する意識を高めていくことも必要です。	—	D
20	P 31 第4章 具体的な取組 基本方針1 学び合いやかかわり合いを重視した次世代を担う児童生徒の育成 (4) 図書情報館との連携による図書資料の積極的な活用を図ります。 ③ 学校司書・読み聞かせボランティア等の人材活用及び育成の継続	従来の取組を継続されるということによいですか。変化点があれば「変化点」を明確にいただけると理解しやすいです。	ご指摘のとおりです。	—	D
21	P 31 第4章 具体的な取組 基本方針1 学び合いやかかわり合いを重視した次世代を担う児童生徒の育成 (4) 図書情報館との連携による図書資料の積極的な活用を図ります。 ④ 小・中学校と図書情報館の図書情報の一元化の継続	「学校図書館教育」の記述がプランの中で際立っており、大きな比重を占めていると思いますが、これが安城市のプランの特徴といってもよいのでしょうか。	学校司書配置の充実に加え、2017年（平成29年）6月にアンフォーレがオープンし、図書情報館による先進的な学校連携業務がスタートしました。このような環境面等からみて、特色ある学校教育の取組であるといえます。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
22	P 31 第4章 具体的な取組 基本方針1 学び合いやかかわり合いを重視した次世代を担う児童生徒の育成 (3) 学習指導要領に則した、基礎学力の定着を目指します。 ③ プログラミング的思考の育成	国が策定した「小学校プログラミング教育の手引」等に基づいた、発達段階に合ったプログラミング教育を実践していきます。」とあり、今後、更に充実していくという意味でしょうか。「変化点」を明確にいただけると理解しやすいです。	新学習指導要領が、小学校では2020年度から、中学校は2021年度から開始されます。この指導要領の中でプログラミング教育が必須となりますので、充実していく必要があります。 なお、本計画では個々の取組についての年次計画はもっていません。変化点につきましては、毎年度ごとの計画の進捗の中で示してまいります。	-	D
23	P 32 第4章 具体的な取組 基本方針1 学び合いやかかわり合いを重視した次世代を担う児童生徒の育成 (5) グローバル化する社会に対応できる人材育成を進めます。 ① 英語教育と国際理解教育の充実	とてもよいことだと思います。外国にルーツのある子どもたちが自分に自信をもち、しっかりと学ぶことができるように望みます。中学校においても、不要な校則を撤廃し、多様性を認める教育を勧めるべきです。	中学校においても、ALTを配置した授業を行うなど、国際理解教育を実施しています。	-	D
24	P 34 第4章 具体的な取組 基本方針2 豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進 (1) 命の教育を推進し、しなやかで折れない心を育てます。 ① 命の教育の推進	従来の取組を継続実施するという意味でしょうか。あるいは、新たな取組を実施するということでしょうか。「育ち合う学級づくり」とは具体的にはどのような取組でしょうか。「変化点」を明確にいただけると理解しやすいです。	従来の取組を継続実施するとともに、「育ち合う学級づくり」とは、学級の子どもたち同士が、互いのよさを認め合ったり、考えを出し合い新たな発見をしたりするなど、集団の中で自分が成長する学級づくりを指します。授業や行事、係活動、日々の学校生活のさまざまな場面で意図的なかかわりをもたせるなど、工夫を凝らしてまいります。 なお、本計画では個々の取組についての年次計画はもっていません。変化点につきましては、毎年度ごとの計画の進捗の中で示してまいります。	-	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
25	P 34 第4章 具体的な取組 基本方針2 豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進 (1) 命の教育を推進し、しなやかで折れない心を育てます。 ① 命の教育の推進	各学校に別室ができ、先生方にとっても負担をかけていると思います。しかし、教室が狭くなった子どもたちにはとてもありがたい場所です。先生方がゆったりした気持ちで子どもたちと関わるができるよう、場所だけでなく、定数をつけるなどの施策が必要です。	ご指摘のとおりですので、児童生徒支援にかかる人員増員について、県への要望を行っております。	—	D
26	P 34 第4章 具体的な取組 基本方針2 豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進 (1) 命の教育を推進し、しなやかで折れない心を育てます。 ② 自己有用感を実感する学校生活の充実	「具体的に支援していきます。」とありますが、「今までは具体的な取組がなかった」ということでしょうか。また、今後はどのような具体的な取組を精神論ではなく、仕組みとして実施するのでしょうか。「変化点」を明確にさせていただけると理解しやすいです。	記述にありますように、教科学習や特別活動等において、自己評価を認め、他者意識を大切に、自立を促す取組をしています。今後も教員研修や教科指導員による指導等を通して、各学校の職員が子どもたちの自己有用感を高める手立てを考え、実践できるよう支援してまいります。 なお、本計画では個々の取組についての年次計画はもっていません。変化点につきましては、毎年度ごとの計画の進捗の中で示してまいります。	—	D
27	P 34 第4章 具体的な取組 基本方針2 豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進 (1) 命の教育を推進し、しなやかで折れない心を育てます。 ③ 心の居場所づくり	教育相談を充実するとともに、図書室や保健室などの教室以外の居場所を確保したり、その教室を見守る人員を配置したりして、安心できる心の居場所づくりに努めます。」とありますが、従来の取組を継続実施するという意味でしょうか。あるいは、新たな取組を実施することでしょうか。今までの活動で具体的に何か不足していたのでしょうか。今までも教育相談はされていたのでしょうか、居場所もあったのではないのでしょうか、あるいはこれまでは全くなかったのでしょうか。あったとすれば、どの程度不足していたのでしょうか。「変化点」を明確にさせていただけると理解しやすいです。	従来の取組を継続実施するとともに、相談の充実のため児童生徒の心のありようの把握に努め、客観的に実態をつかみ、指導に活かす取組を行ってまいります。 居場所については、図書館の活用を新たに模索するとともに、居場所を見守る人員の配置を検討してまいります。 なお、本計画では個々の取組についての年次計画はもっていません。変化点につきましては、毎年度ごとの計画の進捗の中で示してまいります。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
28	<p>P 35</p> <p>第4章 具体的な取組</p> <p>基本方針2 豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進</p> <p>(2) 道徳教育や情報モラル教育など心の教育の推進を図り、一人一人の心の育成を重視します。</p> <p>① いじめ対策の継続</p>	<p>「いじめ問題対策連絡協議会」や「ふれあい会議」等の取組の成果はあったのでしょうか。また、「①いじめ対策の継続」とありますが、取組を継続実施するという意味でしょうか。あるいは、新たな取組を実施するのでしょうか。「変化点」を明確にしていただけると理解しやすいです。</p>	<p>「いじめ問題対策連絡協議会」は2017年度（平成29年度）から設置しております。これらの会議は、それぞれの立場の方から頂いた情報を交換することで、効果を上げています。今後新たな方向を模索しつつ、現在の取組を継続してまいります。</p> <p>なお、本計画では個々の取組についての年次計画はもっていません。変化点につきましては、毎年度ごとの計画の進捗の中で示してまいります。</p>	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
29	<p>P36</p> <p>第4章 具体的な取組</p> <p>基本方針2 豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進</p> <p>(3) 家庭や地域・関係機関との連携強化と臨床心理士などの専門家による教育相談の一層の充実を図ります。</p> <p>① 不登校児童生徒への一層の支援</p> <p>② 教育的な問題を抱える家庭への細やかな対応</p>	<p>今年から実施されている不登校児童生徒支援アドバイザーの制度は、不登校の子どもをもつ親を励ますものであり、とてもよいと思います。ぜひ拡充をお願いします。不登校の子どもをもつ親の会は、親の不安や子どもへの思いを語り合い、親が落ち着くことによって子どもに向き合いやすくなれる、という機能を持っています。このような民間団体とも連携を進めるとよいと思います。合わせて、不登校の背景には様々な家庭問題・社会問題があり、支援のためにぜひスクールソーシャルワーカーの配置が効果的です。定時制高校に勤めておりますが、高校に来た時にはこじれ切っているケースが多く、もう子どもの年齢的にも自立を目指す以外に手立てが取れないということもあります。義務教育のうちにしっかりと家庭を支え、必要な支援につなげることが必要です。また、子ども若者育成推進法に基づく地域協議会も設置されるので、無業のまま卒業する生徒の情報を支援機関に提供して、切れ目のない支援を行うとよいと思います。学校から離れるタイミングで孤立してしまうと、その家庭・子どもは、自らが助けを求めるか、誰かに気づかれるかするまで、孤独なまま放置されます。自死にもつながるリスクがあります。困難な家庭ほど、自ら助けを求めることができません。</p>	<p>頂いたご意見のような取組につきましては、計画期間中に研究してまいります。</p>	<p>-</p>	<p>D</p>

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
30	P 36 第4章 具体的な取組 基本方針2 豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進 (3) 家庭や地域・関係機関との連携強化と臨床心理士などの専門家による教育相談の一層の充実を図ります。 ① 不登校児童生徒への一層の支援	「本市では、不登校対策として適応指導教室の運営や不登校児童生徒支援アドバイザーの配置と各小・中学校への指導助言、家庭訪問等を行っています。引き続きそうした取組を実施して、不登校児童生徒への対応をしていくとともに、早期に情報を把握し、適切な支援の実施に向けて、ふれあいネット事業及び健全育成会等を通じた、家庭や地域・関係機関との連携をより一層強化していきます。」とありますが、従来の取組に加えて、具体的に何をより一層強化、あるいは追加されるということでしょうか。「変化点」を明確にいただけると理解しやすいです。	2018年度（平成30年度）に不登校児童生徒支援アドバイザーを配置し、効果を上げています。また、ふれあい学級の開設期間を拡大することで、不登校児童生徒の長期休業中における生活リズムの安定を図っています。今後も不登校児童生徒支援アドバイザーを有効活用し、学校・家庭・ふれあい学級との連携を強化してまいります。なお、本計画では個々の取組についての年次計画はもっていません。変化点につきましては、毎年度ごとの計画の進捗の中で示してまいります。	—	D
31	P 36 第4章 具体的な取組 基本方針2 豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進 (3) 家庭や地域・関係機関との連携強化と臨床心理士などの専門家による教育相談の一層の充実を図ります。 ① 不登校児童生徒への一層の支援	追記検討して欲しい意見 ・スクールソーシャルワーカーの導入 ・不登校経験者の教員や相談員の採用 ・中学不登校生徒への進路相談の専門の先生を配置 ・教員のHSC（人一倍敏感な子）の理解促進	頂いたご意見のような取組につきましては、計画期間中に研究してまいります。	左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
32	P 36 第4章 具体的な取組 基本方針2 豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進 (4) 自らが安全で安心な生活を送ることができるよう、防災・安全教育を進めます。 ① 安全教育・防災教育の推進	従来の取組を継続実施するのでしょうか。あるいは、新たな取組を実施するのでしょうか。従来の取組との「変化点」があれば「変化点」を明確にいただけると理解しやすいです。	従来の取組を継続実施するとともに、市民安全課・危機管理課からの情報などをふまえ、柔軟に安全・防災計画を変更して取り組んでまいります。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
33	P 36 第4章 具体的な取組 基本方針2 豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進 (4) 自らが安全で安心な生活を送ることができるよう、防災・安全教育を進めます。 ② 実践的な各種避難訓練の実施	従来の取組を継続実施するのでしょうか。あるいは、新たな取組を実施するのでしょうか。従来の取組との「変化点」があれば「変化点」を明確にしていただけると理解しやすいです。	従来の取組を継続実施するとともに、地域の実情に応じて、各校が工夫して実施してまいります。	—	D
34	P 38 第4章 具体的な取組 基本方針3 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応 (1) 特別な支援を必要とする児童生徒の学習・生活への個別の指導・支援の充実を図ります。 ① 就学相談の一層の充実	本市では、子ども発達支援センター「あんステップ♪」が中心となって、次年度就学するすべての園児を対象に就学相談を実施しています。臨床心理士などの専門家が園児の実態をきちんと把握した上で、就学先等の相談や助言を行っています。このさらなる充実を図ります。」とありますが、当面は、「子ども発達支援センター「あんステップ♪」」でより一層の充実を図る、ということでしょうか。「変化点」を明確にしていただけると理解しやすいと思います。	ご指摘のとおり、子ども発達支援センター「あんステップ♪」との連携を図り、「あんステップ♪」が専門性を活かし中心となって就学相談に対応します。「あんステップ♪」は2018年（平成30年）7月から開設しておりますので、今後さらに業務が定着してまいります。なお、本計画では個々の取組についての年次計画はもっていません。変化点につきましては、毎年度ごとの計画の進捗の中で示してまいります。	—	D
35	P 38 第4章 具体的な取組 基本方針3 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応 (1) 特別な支援を必要とする児童生徒の学習・生活への個別の指導・支援の充実を図ります。 ② 特別支援教育の充実	「本市では、様々な支援が必要な児童生徒のためのスクールアシスタントを小・中学校へ適切に配置するなど、個の支援の充実を図っていきます。」とありますが、「スクールアシスタント」はどのような状況にあり、今後どのようにされていくのでしょうか。「変化点」を明確にしていただけると理解しやすいです。	児童生徒個々にある課題は様々です。スクールアシスタントは、主に授業の支援を行っており、子どもたちが授業でよりよく学べる環境づくりを支えています。今後も必要な支援について拡充してまいります。また、看護師等専門職の配置など必要に応じて対応していくこととなります。なお、本計画では個々の取組についての年次計画はもっていません。変化点につきましては、毎年度ごとの計画の進捗の中で示してまいります。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
36	P 38 第4章 具体的な取組 基本方針3 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応 (1) 特別な支援を必要とする児童生徒の学習・生活への個別の指導・支援の充実を図ります。 ③ 適応指導教室の充実	「不登校児童生徒の集団適応指導及び訪問支援を行うなど、適応指導教室の充実を図ります。」とありますが、これまで何が不足しており、具体的にどのように充実を図るのでしょうか。「変化点」を明確にいただけると理解しやすいです。	ひきこもりにより、外部との接点がもてなかった児童生徒へのかかわりが不足する中、不登校児童生徒支援アドバイザーを設置しました。また、ふれあい学級には適応指導教室指導補助員も含めて当該児童生徒との関わりや他機関との連携を強化してまいります。 なお、本計画では個々の取組についての年次計画はもっていません。変化点につきましては、毎年度ごとの計画の進捗の中で示してまいります。	—	D
37	P 38 第4章 具体的な取組 基本方針3 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応 (1) 特別な支援を必要とする児童生徒の学習・生活への個別の指導・支援の充実を図ります。 ③ 適応指導教室の充実	現在、適応指導教室とは異なる民間の居場所が作られつつあります。学校に直接つながる適応指導教室の存在はとても重要で、これの拡充は必要ですが、ゆるやかな民間の居場所で人と関わりながらゆったりした時間を過ごすことが必要な子ども、親もいます。そのような居場所との連携を進め、可能なら運営を支援していただけるといいと思います。	適応指導教室が教育センター1ヶ所となっている現状を踏まえ、適応指導教室の拡充につきましては、今後の研究課題としてまいります。	—	D
38	P 38 第4章 具体的な取組 基本方針3 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応 (1) 特別な支援を必要とする児童生徒の学習・生活への個別の指導・支援の充実を図ります。 ④ 障害のある児童生徒への支援や教員研修の充実	「様々な障害のある児童生徒が安心して学校生活を送るため、保護者からの申出により、子ども発達支援センター「あんステップ」から、幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校へ臨床心理士、作業療法士などの専門職を派遣し、専門的な支援を行っていきます。また、教員が障害に対する理解や指導力を向上させていくための研修を実施し、より有効な支援が行えるように努めます。」とありますが、当面は、子ども発達支援センター「あんステップ」で、より一層の充実を図るということでしょうか。「変化点」を明確にいただけると理解しやすいです。	研修については、教育センターにおいても実施しております。 なお、本計画では個々の取組についての年次計画はもっていません。変化点につきましては、毎年度ごとの計画の進捗の中で示してまいります。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
39	P 39 第4章 具体的な取組 基本方針3 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応 (2) 日本語適応指導の必要な児童生徒の早期適応教育や外国語を話す保護者などへの配慮、進路へのきめ細やかな支援などを行います。 ① 日本語初期指導教室の充実	「日本語初期指導教室を充実させていきます。」とありますが、現状はどのようなレベルで、そのレベルをどこまで充実されるのでしょうか。「変化点」を明確にいただけると理解しやすいです。	2018年度（平成30年度）前期に小学校3校、後期に小学校1校の日本語初期指導教室を開設し、専門家による指導を行いました。今後必要度の高い学校に柔軟に設置してまいります。なお、本計画では個々の取組についての年次計画はもっていません。変化点につきましては、毎年度ごとの計画の進捗の中で示してまいります。	—	D
40	P 39 第4章 具体的な取組 基本方針3 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応 (2) 日本語適応指導の必要な児童生徒の早期適応教育や外国語を話す保護者などへの配慮、進路へのきめ細やかな支援などを行います。 ② 日本語指導が必要な児童生徒への支援	「学校で教育を受けるにあたり、言葉の壁によって学習内容への理解や学校生活での障害が発生しないように対応することが必要です。そのため、日本語適応教室の設置や、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校へ通訳を配置するなどの支援を行います。」とありますが、これまでの継続取組でしょうか、あるいは、新たな支援の取組の追加実施でしょうか。「変化点」を明確にいただけると理解しやすいです。	ご指摘のとおり、継続してまいります。また、今後は需要に応じて充実していきます。なお、本計画では個々の取組についての年次計画はもっていません。変化点につきましては、毎年度ごとの計画の進捗の中で示してまいります。	—	D
41	P 40 第4章 具体的な取組 基本方針3 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応 (3) 幼稚園・保育園・認定こども園と小学校及び小学校と中学校の円滑な連携を実施します。 ① 幼保小連携の促進 ② 小・中学校間の連携の促進	「小学校から中学校への進学を機に学校へ行けなくなってしまうなどのケースがあります。本市では、中学校入学前から行事への招待や部活動見学、地域のボランティア活動による交流等を実施し、中学校への不安を軽減することで小学校から中学校へ円滑に進学できるように支援していきます。」とありますが、具体的にはどのような取組で「不安を軽減」するのでしょうか。「変化点」を明確にいただけると理解しやすいです。	学区内の小学生を体育大会や文化祭などの学校行事に招待したり、進学前に中学校の様子を知ってもらう場を設けたりして、進学に対する不安を軽減し、円滑に進学できるように支援していきます。なお、本計画では個々の取組についての年次計画はもっていません。変化点につきましては、毎年度ごとの計画の進捗の中で示してまいります。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
42	P 41 第4章 具体的な取組 基本方針4 安全・安心・快適を重視した教育環境の充実 (1) バリアフリー化など児童生徒が安全安心で快適に過ごせる教育施設・設備を整備します。 ② 学校施設のバリアフリー化の推進	P 44「第5章 計画の指標(数値目標) 基本方針4 安全・安心・快適を重視した教育環境の充実・中規模改修の実施校数」でバリアフリー化を確実に実施していただきたい。	中規模改修の中で実施してまいります。	—	D
43	P 43 第5章 計画の指標(数値目標) 基本方針1 学び合いやかかわり合いを重視した次世代を担う児童生徒の育成 ・「授業はわかりやすく楽しい」と思う児童生徒の割合	「現状値(2017年度)80%→中間値(2023年度)90%→目標値(2028年度)90%」とありますが、上記の取組による数値目標への寄与率はどれだけで、また、その根拠はなんですか。この数値目標は単なる希望的な目標値ですか。	目標はあくまで目指すべき到達点です。子どもたちが進級・卒業して入れ替わっても高い水準を保つという意味です。なお、個別の寄与率は考えておりません。個々の取組を通して、基本方針ごとに設定した数値目標を達成することを目指しています。	—	D
44	P 43 第5章 計画の指標(数値目標) 基本方針1 学び合いやかかわり合いを重視した次世代を担う児童生徒の育成 ・「授業はわかりやすく楽しい」と思う児童生徒の割合	学校図書館教育に関する、第2章(現状と課題)と第4章(具体的な取組)は記載がありますが、第5章(計画の指標(数値目標))は左記が数値目標で良いのでしょうか。そうであれば、その寄与率はどれだけでしょうか。そうでないとすれば、計画の指標のないプランはプランといえるのでしょうか。プランではなく、単なる取組の羅列ではないのでしょうか。	この数値は全体的な目標であり、個別の寄与率は考えておりません。個々の取組を通して、基本方針ごとに設定した数値目標を達成することを目指しています。	左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
45	P 43 第5章 計画の指標(数値目標) 基本方針2 豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進	上記取組に関する、第4章(具体的な取組)はありますが、第2章(現状と課題)や第5章(計画の指標(数値目標))がないと思いますが、「現状と課題」と「計画の指標」のないプランはプランといえるのでしょうか。プランではなく、単なる取組の羅列ではないのでしょうか。	この数値は全体的な目標であり、個々の取組を通して、基本方針ごとに設定した数値目標を達成することを目指しています。	左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
46	P 43 第5章 計画の指標（数値目標） 基本方針2 豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進 ・「自分にはよいところがある」と思う児童生徒の割合	第4章の具体的な取組でこの数値目標を達成できる根拠はどこにあるのでしょうか。「できたらいいな！」という希望的数値でしょうか。また、第4章、基本方針2（2）①等のそれぞれの取組毎の寄与率は、どれだけでしょうか。目標値を絶対値ではなく、愛知県を100とした場合の指数としている理由はなんですか。	目標数値の設定は、愛知県の平均値を目指すとともに、その傾向を基に推移させています。なお、個別の寄与率は考えておりません。個々の取組を通して、基本方針ごとに設定した数値目標を達成することを目指しています。	—	D
47	P 44 第5章 計画の指標（数値目標） 基本方針3 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応	外国人児童生徒に関する、第2章（現状と課題）と第4章（具体的な取組）はありますが、第5章（計画の指標（数値目標））がないと思います。計画の指標のないプランはプランといえるのでしょうか。プランではなく、単なる取組の羅列ではないでしょうか。	この数値は全体的な目標であり、個々の取組を通して、基本方針ごとに設定した数値目標を達成することを目指しています。	左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
48	P 44 第5章 計画の指標（数値目標） 基本方針3 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応	特別支援教育に関する、第2章の現状と第4章（具体的な取組）はありますが、課題の記載も、第5章（計画の指標（数値目標））もないと思いますが、これでプランといえるのでしょうか。プランではなく、単なる取組の羅列ではないでしょうか。	課題につきましては、23ページの⑤に記載しております。 この数値は全体的な目標であり、個々の取組を通して、基本方針ごとに設定した数値目標を達成することを目指しています。	左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
49	P 44 第5章 計画の指標（数値目標） 基本方針3 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応 ・不登校児童生徒数の割合	不登校については、全国的に今後も増加傾向の中にある。また、学校に通うことがスタンダードだった社会が、学校じゃなくてもOKという流れになってきている中で、安城市は「不登校児童生徒の割合を減らす」目標にしているが、達成できないのではないかと？ 指標を作るのであれば【不登校児童生徒でも、「好きなことがある」「やりたいことができている」「将来に夢や希望がある」という回答が上がるような支援を行う】という項目のが、教育の神髄と思う。	「不登校児童生徒への支援」だけの指標であれば、おっしゃる文言もよいと考えますが、ご指摘の部分は基本方針3の全体の指標として1つを代表して取り上げていますので、現状のままとします。	左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
50	P 44 第5章 計画の指標（数値目標） 基本方針3 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応 ・不登校児童生徒の割合	幼保小中連携に関する、第2章（現状と課題）と第4章（具体的な取組）は上記の記載通りがありますが、第5章（計画の指標（数値目標））は左記が数値目標が良いのでしょうか。そうであれば、その寄与率はどれだけでしょうか。そうでないとすれば、計画の指標のないプランはプランといえるのでしょうか。プランではなく、単なる取組の羅列ではないでしょうか。	この数値は全体的な目標であり、個別の寄与率は考えておりません。個々の取組を通して、基本方針ごとに設定した数値目標を達成することを目指しています。	左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
51	P 44 第5章 計画の指標（数値目標） 基本方針3 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応 ・不登校児童生徒の割合	第4章の具体的な取組で「この数値目標を達成できる根拠」はどこにあるのでしょうか。「できたらいいな!」という希望的数値でしょうか。また、P 38、第4章、基本方針3（1）③等のそれぞれの取組毎の寄与率は、どれだけでしょうか。	数値目標の設定は、増加傾向が表れる以前の状況に戻す必要があり、その数値を目標値とし、併せて中間値を設定しています。 なお、個別の寄与率は考えておりません。個々の取組を通して、基本方針ごとに設定した数値目標を達成することを目指しています。	左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
52	P 44 第5章 計画の指標（数値目標） 基本方針4 安全・安心・快適を重視した教育環境の充実 ・中規模改修の実施校数	バリアフリー化を含め、この目標値を着実に実施いただきたい。	計画どおり進めてまいります。	—	D
53	P 44 第5章 計画の指標（数値目標） 基本方針4 安全・安心・快適を重視した教育環境の充実 ・普通教室・特別教室へのエアコン設置率	この目標値を着実に実施いただきたい。	計画どおり進めてまいります。	—	D
54	P 45 第6章 計画の推進 1. 計画の推進体制	関係部局との連携は大変重要なことと思いますので、是非推進していただきたいと思います。更に、サービスを受ける児童生徒やその保護者の皆様との連携も深めていただきたいと思います。既存組織として連携している組織を一例としてどのような連携がされているのか、記載いただきたい。	連携の一例としましては、38ページに記載しております具体的な取組の「①就学相談の一層の充実」、「④障害のある児童生徒への支援や教員研修の充実」、「⑤教育相談支援の充実」にありますように、子ども発達支援センターを所管する子ども発達支援課との連携を密にし、就学相談などを実施してまいります。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
55	P 45 第 6 章 計画の推進 2. 計画の進行管理	毎年教育委員会に報告し、チェック＆アクションいただくことは大変重要なことと思いますので、効果的な実施をお願いいたします。なお、その結果は市民には公開されるのでしょうか。是非、安城市のホームページ等で公開いただきたい。	教育委員会への報告は、議事録としてホームページに公開します。	-	D
56	特別支援教育について	平成30年8月27日公布・施行の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」に基づき、特別支援教育が必要な児童生徒に対し、個別の教育支援計画・指導計画を作成すること、ならびに保護者や学校以外の関係機関等と連携をとって情報共有を積極的に図る旨を計画に入れていただけると、個の支援の充実化をより一層推進する取組と理解され、よいと思いました。	個別の教育支援計画及び指導計画の作成は、すでに行っております。関係機関との情報共有につきましては、教育支援委員会などで他機関との連携も図っております。	左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
57	特別支援教育について	「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」（文部科学省、平成24年12月5日）より、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が通常学級に6.5%在籍していることを踏まえ、特別支援教育を特別支援学級等のみ適用するのではなく、通常学級の教職員の資質・能力向上等にも反映した方が、基本方針3により適合すると考えます。同時に、通常学級に在籍する知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒とご家庭に対して、家庭療育、専門機関受診などさまざまな方法を教職員が提案する等、学校教育として当事者支援の積極的な関わりを明記することで、本人の成長を伸ばし自立を促す取組が伺えると思います。	38ページの基本方針3-(1)-④にありますように、全ての教員を対象として研修を進めてまいります。	-	B

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
58	不登校児童生徒への支援について	いまだに「学校に復帰させること」を目的とした支援しか記載されていないことになりました。	ご指摘のとおり、不登校児童生徒を支援するための方法は学校復帰だけではないと考えます。	左記の市の考え方に基づき、主な課題の①の文末を「現在不登校の児童生徒には、学校復帰という結果のみを目標とするのではなく、個々の状況に応じた必要な支援が喫緊の課題です。」に修正します。	A
59	不登校児童生徒への支援について	2017年に教育機会確保法ができ、学校以外での学びについて認められつつある。そのことを踏まえて、これからどんどん増えていくであろう民間による子どもの学ぶ場・居場所・フリースクール・フリースペースとの連携も視野に入れ、「学びの機会を確保する」との記述（できれば基本方針）があるとよいと思う。	将来的にはご指摘の方向性も考えられますが、安城市のフリースクール等の現状では、まだ十分でないかとらえています。	左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
60	不登校児童生徒への支援について	安城市は現在のところ、子どもの学ぶ場所が、指定された小中学校と教育センター内の適応指導室の二択しかない。しかし、この2か所に適応できない「不登校」という子どもたちが市内で200人以上いるのなら、平素、学校以外での活動を推進する施策が必要と思う。	将来的にはご指摘の方向性も考えられますが、安城市のフリースクール等の現状では、まだ十分でないかとらえています。	左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
61	不登校児童生徒への支援について	子どもには「学ぶ権利」がある。「学び」は学校の教科に限らない。社会に出て人と交わるだけで、子どもの脳も心も刺激され成長しています。このプランで学校以外での学びの場の推進をうたいにくいのであれば、次年度作成される「子ども・子育て支援事業計画」で具体的に検討してほしいと思う。（子どもが不登校となり、行政の健全なプランから外れてしまった今、子育てしにくくて仕方ありません。）	教育の最終目標は「子どもの社会化」と考えております。その意味からも「学校以外の学びの場」も有効だと考えておりますが、現状では、本計画に組み入れられる状況ではないと判断しました。学校以外の学びの場としましては、児童センター等も居場所となるよう努めておりますが、「子ども・子育て支援事業計画」へ組み入れることにつきましては、今後の検討課題としてまいります。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
62	不登校児童生徒への支援について	公民館に併設されている児童センターに不登校の子が行ける環境を作るのでしょうか？本来、不登校の子も平素から利用できますよね？職員さんが不登校の子の心情や対応を理解していただき、不登校の子が日中来館することを受け入れてもらえたなら、そこに通い大人と話すうちに、気力や希望が戻り学校に戻るようになる率も増えるような気がします。	小中学校の児童が児童センターへ来館した場合、児童厚生員が児童の話を聞いたりして児童の居場所となるよう努めています。 しかし、これ以上の対応については、場所だけでなく人員も不足しているため、現状では計画に組み入れられる状況にないと判断しました。	-	D
63	不登校児童生徒への対応について	教育機会確保法では、不登校のために学校で勉強する機会を失ってしまった児童生徒に対して、学校への登校を強制せず、それぞれにあった学習環境を保障することが求められていると思います。本計画では、例えばP22「現在不登校の児童生徒への学校復帰への支援が喫緊の課題です。」、P44 基本方針3で不登校児童生徒の割合を減らす、と示されているなど、基本的に復学支援が前提となっておりますので、法令遵守の観点からも計画を見直したほうが良いと思います。	ご指摘のとおり、不登校児童生徒を支援するための方法は学校復帰だけではないと考えます。	左記の市の考え方に基づき、主な課題の①の文末を「現在不登校の児童生徒には、学校復帰という結果のみを目標とするのではなく、個々の状況に応じた必要な支援が喫緊の課題です。」に修正します。	A

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
64	不登校児童生徒への対応について	「不登校に関する実態調査」～平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書～(概要版)(文部科学省,平成26年7月9日)によると、不登校の理由で学校生活に起因するもののトップは「いやがらせやいじめをする生徒の存在や友人との人間関係のため(40.6%)」とあります。いやがらせ、いじめの実態を把握、認識し、いじめがなくなるための施策を、外部の有識者などのアドバイスを含めて、積極的に検討・実行・改善し取り組む旨を計画に盛り込んでいただけると、不登校になるきっかけを潰そうと真剣に向き合う姿勢が伺えるかと思えます。例えば、『いじめの構造』(内藤朝雄、講談社現代新書)で提言されている「学校の法化と学級制度の廃止」や、千代田区立麴町中学校の「多様性重視、行動の教育」、名古屋市の公教育改革など先進的な事例の調査・導入検討など前向きな議論を推進できるとよいと思います。	いじめについては、不登校につながる可能性もある重要な課題ととらえております。何より未然防止に努めること、早期対応をすること等、各校へ指導助言をするとともに、35ページの基本方針2-(2)-①にありますように、ふれあい会議を行ったり、⑤のSNS利用にかかる啓発など、積極的に取り組んでまいります。	-	D
65		不登校要因の大きな原因の一つである「いじめ」。その対策について、現実に基づいた調査、対策、実行のプランについての記述がない。	35ページの(2)-①「いじめ対策の継続」に記載のある取組を実施していきます。	左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
66		「学習指導要領に則し」との記述が多いが、新学習指導要領の「主体的・対話で深い学び」を実現させるためのアクティブラーニング、もしくはそれに関連する用語が全く明記されていないのはなぜか?10か年計画なのに、取り組む予定がないのかと疑問に感じた。	理由は2つあります。 1つ目は学習指導要領には様々な新しい方向性や考え方が示されているため、それら一つ一つを取り出して記述するより、このように記述することの方がよりわかりやすいと考えたためです。 2つ目は「主体的・対話的で深い学び」を本市では「学び合い」という手だてで実現することを目指しているため、これで十分だと考えているためです。	-	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	対応
67		教育大綱で、他市のように「学力」について示唆されていないのはなぜ？	学力には様々な捉え方があります。ご指摘のとおり、教育大綱では学力についての記載はございませんが、本計画では、30ページの第4章－1－（3）「基礎学力定着を目指します」と表記することで、子どもたちに学校でつけるべき学力を保障する姿勢を明確にしています。 なお、教育大綱は2019年度に改定を予定しており、学力に関する記載についても検討してまいります。	－	D
68		ほかのパブコメは計画策定の委員名簿がHPで見れますが、このプランは策定委員の名前の情報公開がされていないのはなぜ？	公式ウェブサイトの「学ぶ」から「学校・教育」のページに入ってくださいと、教育振興基本計画のページがありますので、委員名簿はここで公開しております。	－	D
69		進路が決まらないまま中学を卒業する中学生の人数は把握していますか？ 進路未決定の卒業生0を目指す目標こそ必要です。	進路が決まらないまま中学校を卒業する生徒数は毎年度把握をしています。 進路未決定の卒業生0も大切な指標ですが、本計画の指標としましては、個々の取組を通して、基本方針ごとに設定した数値目標を達成することを目指しています。	左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C